

令和6年度審判・研究委員会より

1. 委員名簿

統括副部長	鈴木 茂 (文教大学附属中学校)
委員長	手島和洋 (藤村女子中学校)
副委員長	佐藤陽介 (高輪中学校)
同	金村紘世 (昭島市立拝島中学校)
委員	中野謙介 (国士舘中学校)
同	神谷駿一 (日本大学第一中学校)
同	奥 超雄 (立川市立立川第五中学校)
同	磯田範仁 (国士舘中学校)

2. 大会時の業務について

「大会パンフレット」掲載資料

- ①審判会議資料
- ②国内大会における「少年大会特別規程」最新版
- ③全柔連通知文書 (審判規程変更時のみ)

(1) 統括 [手島・佐藤]

【審判会議資料の作成。審判会議の司会進行。審判長補佐。試合進行係との連携。ケアシステム】

(2) 式典 [中野]

【開会式および閉会式の司会進行。選手宣誓の指導。表彰物品の管理】

○会場内、静粛な中で開会式・閉会式を行うことができるよう、ご協力ください。

【整列指導】

○普及・強化委員会が担当

(3) 審判員集約 [金村]

【審判割り表の作成。指名審判割り表の作成】

○各ブロック大会の際に、常任委員および引率をされる先生方に都大会審判員を依頼して集約いたします。

○原則として全日本柔道連盟公認審判員 (ライセンス取得者) に務めていただきます。

(4) 大会役員集約 [神谷]

【大会役員一覧の作成】

○各ブロック大会の際に、常任委員および引率をされる先生方に審判員以外の都大会役員を依頼して集約いたします。

(5) 会場警備 [奥]

【警備係の統括】

○各ブロック大会の際に、常任委員および引率をされる先生方に都大会警備係を依頼して集約いたします。

○入場時受付にも人員を多く要するため、管理顧問の先生方にも協力いただきます。

○東京武道館第一武道場では、東西出入口は封鎖します。

3. 大会時以外の業務について

(1) 東京都中学校体育連盟柔道競技部主催「審判実技研修会」の運営

- 本競技部主催の「合同練習会」の際、合わせて実施予定（日程未定）
- また、総会時に審判規程の解説を行う（講師：佐藤陽介先生）

(2) 東京都柔道連盟との連携

- 「全日本柔道連盟公認審判講習会」および「全日本柔道連盟公認指導者資格更新講習会」受講の推進
- 東京都柔道連盟主催大会の役員派遣の集約
- Aライセンス推薦候補者のリストアップ

(3) 東京都高等学校体育連盟柔道競技部との連携

- 東京都中学校体育連盟柔道専門部主催大会への審判派遣依頼

4. 「国際柔道連盟試合審判規程2022-24」および「国内における少年大会特別規程2024年4月1日施行」について

最新の情報は全日本柔道連盟ホームページに公開されておりますので、大会前には必ずご確認ください。

5. 柔道衣について

- ①国際柔道連盟試合審判規程に示された正しい規格の柔道衣を着用してください。特に1年生は新規格柔道衣の購入を推奨いたします。（全国・関東出場選手は必ず新規格）
- ②ゼッケンにある所属名は大会登録時の内容と同一のものを準備してください。柔道衣の胸や袖に刺繍したマークも同様です（刺繍無し可）。
- ③東京都中体連柔道競技部主催の大会では、柔道衣コントロールにおいて、国際柔道連盟認証マークの確認は行いません。但し、全国中学校大会・関東中学校大会では必要となります。
- ④有段者は黒帯を着用してください（女子も白線なし）。

6. 諸連絡

- ①開場時間前に無許可で入館したり、歩道をふさいで待機するなどの迷惑行為には十分注意してください。観覧席の場所取り行為も厳禁とします。
- ②大会参加の際、会場内の下足箱は使用できません。下足を入れるためのビニール袋は各自で持参してください。
- ③審判員を務める先生方は、公認審判服・エンブレムの着用をお願いします。また、審判団は試合場係に対して開会前にまとめて挨拶を行うことで、ワンチームでの円滑な試合場運営を心がけてください。

令和6年度東京都中体連柔道競技部 審判会議資料

1. 試合方法について

(1) 試合は、「国際柔道連盟試合審判規程」(2022-24)および国内における「少年大会特別規程」(2024年4月1日施行)、「東京都中体連主催大会申し合わせ事項」によって行う。

国内における「少年大会特別規程」(2024年4月1日施行)は別紙参照。

(2) 試合時間

すべて3分間とする。

(3) 「優勢勝ち」の判定基準

- ①個人試合・団体試合ともに「技あり」又は「僅差」以上とする。「僅差」とは、両者にスコアが無いもしくはスコアが同等であるが、「指導2-0」の場合を指す。
- ②個人試合では、規定試合時間が終了した時点で、両者にスコアが無いもしくはスコアが同等で、指導の差が1つ以下であれば、延長戦(ゴールデンスコア)によって勝敗を決する。延長戦において、両者に指導の差がつく宣告を行った時点で試合を終了し、指導の数が多い選手が敗者となる。すなわち、延長戦では指導差1つで「僅差」となる。
- ③団体試合では、チームの内容が同等の場合は、代表選手を任意に選出して代表戦を行う。代表戦の判定基準は個人試合に準ずる。

2. 審判規程の改正12項目(2021年12月30日IJF発表・2023年6月1日一部解釈変更)

(1) 投げ技が中断した場合は、ノースコアである。投げ技の継続性を見極める。

- ①掛けた技が完全に一旦停止して、次の動きに入っている。
- ②最初に投げようとした方向とは違う方向に技を移行している。

(2) 技ありの基準は、肩の軸に対して体側上部が90度かそれ以上後ろ側に倒れている場合、もしくは片方の肩と背部上部が設置した場合とする。体側上部は、肩のポジションのみを見ること。

(3) 片方の肩、および背中上部が接地した場合、「技あり」とする。

(4) 受が同時に両手・両肘を畳に着いた場合、取に「技あり」を与えると同時に、受に「指導」が与えられる(ダブルポイント)。

- ①取が投げた後、取に有利な寝技が継続していれば試合を続行する。受が有利な寝技の展開になった時点で「待て」そして「指導」を宣告する。
- ②ダブルポイントの結果、受が3回目の指導となった場合には、決まり技は「技あり」勝ちよりも「反則負け」を優先する。

(5) IJF通称Rollover counter technique(俗称・めくり)はノースコアである。

- ①取の反対側に飛ぶだけの行為(ジャンプオーバー)は、講道館では技として定めしていない。内股すかし・内股返・谷落のように、相手をコントロールした際に取の足が最後まで残っているか注目する。
- ②受の首に過度の負担がかかる危険性があるための措置である。
- ③両者、寝技への継続は認める。

(6) IJF通称Reverse Seoi Nage(俗称・逆背負投)はノースコアで、施した選手に「指導」が与えられる。

- ①受け身が取りにくい技で危険である。

②崩し・作りはあるが、掛けがないため技として認めない。

(7) 技の最後の動作で帯より下に触れることを認める。投げた場合はスコアとなる。

①技が中断した場合は寝技と見なすため、帯より下を掴んでもノースコア・ノーペナルティである。

②低い背負投からの脚取り、脚を抱えながらの小内巻込は認めない。

③技に入った時点では脚に触れていないが、技を終える時に偶発的に取の腕が受の脚に触れた場合にノーペナルティである。但し、脚に触れる行為が投げ技をアシストしたと判断した場合には「指導」が与えられる。

(8) ポジティブな展開であれば（投げるための技を仕掛けている場合）、奥襟と前襟を持つような組み手であってもブロッキングとは見なさない。

(9) 帯・片襟・クロスグリップ・ピストルグリップ・ポケットグリップは、すべて標準的な組み方ではない。標準的な組み方ではない場合でも、攻撃につながる準備には時間の猶予を与える。

攻撃動作がなく持ち続ければ、従来通り「指導」が与えられる。

(10) 相手の組み手を片手もしくは両手で切り離し、直ちに組み手を持ち直してポジティブな展開であればノーペナルティである。直ちに組み手を持ち直さない場合には、従来通り「指導」を与える。

①組み手を切り離した選手が、自分自身の組み手も離した場合には「指導」が与えられる。

②両手で組み手を切り離したとしても、ポジティブな展開であればノーペナルティである。

③脚を使って組み手を切り離す行為には「指導」が与えられる。

(11) 柔道衣の直し・髪の毛の直しをする行為は試合中に1回認められる。2回目からは「指導」が与えられる。

①試合中に柔道衣が乱れ、帯より外に上衣の裾（背部を含む）が出た場合、主審の「待て」から「始め」までの間に、選手自ら素早く服装を直すこと。帯も固く締めなければならない。

②故意に帯をほどく行為は遅延行為として、従来通り「指導」が与えられる。

(12) ヘッドダイブは危険な行為として「反則負け」になる。

①今までのルールと変わらないが、より厳格に判断する。

②なお対象者は、その後の一連の試合への出場は認められる。

(13) 延長戦（ゴールデンスコア）時、寝技において、「抑え込み」の場合、10秒が経過した時点（時計係はブザーを鳴らす）で「技あり、それまで」が宣告される。

但し、総体「女子個人戦決勝リーグ」では、「抑え込み」の場合、選手自身が解かない限り20秒（一本）まで継続される。（内容差で順位が決定するための特別措置である）

3. 審判規程の主な留意点

(1) 「一本」は、技を掛けるか、相手が攻撃してくる技を返して、最適な理合い（勢いあるいは弾み）を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に与える。

①「一本」の評価基準は、スピード・力強さ・背中が着く・着地の終わりまでしっかりとコントロールしている、の4点である。

②ローリングに関しては、（背中の一部が）着地してから中断せずに背中が着いた場合にのみ「一本」を与える。

(2) 「一本」の4つの評価基準すべてを満たしていない場合、「技あり」が与えられる。

①「技あり」の評価には、以前の「有効」も含まれる。

②「技あり」2つで「一本」（技あり、合わせて一本）として、試合を終了する。

③着地してから攻撃動作が継続し、その後ローリングした場合、もしくは体側が着地してからローリングした場合（下肢から肩、もしくは肩から肩から下肢）、「技あり」を与えることができる。

④片肘で着地した場合には、技の効力を認めず、スコアとしての評価を行わない。

⑤但し、片肘・尻もち・膝をついて着地し、継続的な流れで直ちに背中を着いた場合には「技あり」が与えられる。

(3)「指導」3回目で「反則負け」となる。

(4)故意にブリッジの体勢(背中がアーチ状)で着地したすべての動作は「一本」となる。

- ①(相手の投げ技に対して)背中から着地することやスコアを取られることを防ぐため、故意に頭部を使用する動作(頭・首・脊椎を危険にさらす行為=ヘッドディフェンス)があれば「反則負け」が与えられる。この場合、受はうつ伏せもしくは膝付き状態で着地する。この行為により反則負けが与えられた選手に関しては、次の試合がある場合は出場することができる。
- ②故意ではないヘッドディフェンスの場合、取・受双方にペナルティーを与えないので、以下に挙げる投げ技では、特に注意深く判定を行うこと。背負落・背負投・相手の両袖をつかんだまま施される袖釣込腰・相手の両襟をつかんだまま施される腰車。これらは例であり、別の投技でも故意ではないヘッドディフェンスは起こり得る。

(5)ベアハグを行う場合は、攻撃する選手が攻撃を行う前に少なくとも片方の組み手を持っていないなければならない。両手同時、もしくはほぼ同時に相手に抱きつく行為(ベアハグ)には「指導」が与えられる。柔道衣に触れただけでは組んでいるとは見なさない。しっかり柔道衣を握っていること。

- ①反則行為を受けた選手が巧みに切り返した技については、そのスコアを認め、且つ反則行為を行った選手に「指導」が与えられる(ダブルポイント)。
- ②3回目の「指導」の場合は、スコアより「反則負け」が優先される。

(6)脚を巻き付ける行為は直ちに攻撃しない場合、「指導」が与えられる。河津掛を施した場合、「反則負け」となる。

(7)投げ技の応酬でもつれた場合、返し技で両試合者が同時に着地したときには、スコアは相殺される。時間差があった場合には、最初の技か、後の技かを見極め、いずれか一方の効果的な技のスコアとする。

- ①返し技において、取(返し技をかける側)が畳に着地する衝撃を利用して技を施すことは認めない。
- ②どちらが先に畳に着いたかを見極め、着地した後に選手が施した技(返し技)については、スコアの対象とはしない。
- ③相手の技を防御し転換点があった場合は、返し技を正しく評価すること。
- ④捨て身技の理合いを理解し自滅と見なした場合には、スコアを与えない。
- ⑤どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に着地した場合、双方にスコアを与えない。
- ⑥着地後のいかなる行為も寝技と見なす。

(8)片足が場外に出ている場合、直ちに攻撃しない、もしくは直ちに場内に戻らない場合には、「待て」の宣告後に「指導」が与えられる。アクションなく両足が場外に出た場合も同様。

(9)攻防に関係の無い行為で、意図的に相手の柔道衣(裾部分)を帯から出す行為には「指導」が付与される。通常の攻防の中で、偶発的に相手の服装を乱すことは対象とならない。

(10)故意に相手の足を踏みつけて技を仕掛ける及び故意に相手の頭髪を掴んで技を仕掛ける行為は、柔道精神に反する行為として「反則負け」が付与される。但し、1回目は偶発的に起きうる可能性もあるので「待て」として、ノースコア、ノーペナルティで試合を継続する。2回目が起これば、故意であると判断し「反則負け」を付与する。

(11)寝技において、脚で相手の体を固定して肩三角グリップ(相手の首と片方の肩を両腕で抱える行為)を施すことは禁止行為であり、「待て」が宣告される。

- ①寝技の場合、肩三角グリップを施してもよい。
- ②立技における肩三角グリップは「待て」が宣告される。故意に投技を施した場合、「反則負け」となる。
- ③(肩三角グリップによる投技の行為が)寝技の場面から始まった場合には直ちに「待て」が宣告されなければならない。

4. 取り扱い統一条項について

(1)厳密に禁止事項の見極めを行う。

(2) スコアやペナルティーをどちらに与えるかが明確でない場合、フェアプレー精神の観点からいかなる決定も下さず、試合が継続されることが望ましい。

(3) 危険と思われる場合は、機を失せず「待て」の宣告をし、傷害事故を未然に防ぐようにする。試合開始前に試合場内外の安全確保を行うこと。

(4) 寝技においては攻防をよく見て、進展がある場合は「待て」をかけない。寝技が試合場内で始まり、どちらかの選手の継続した動作があれば場外に出たとしても「待て」をかけない。

- ① 抑込が場内で宣告された場合、両者が場外に出ても抑込は継続される。
- ② 場外で抑込が施されている時に、抑え込まれていた選手が継続性をもって主導権を奪い返し「解けた」後に逆転の抑込となった場合、「抑込」を宣告する。
- ③ 寝技を理解し、審判員による個人差をなくすこと。
- ④ 副審も、極端に長い場合を除いて「待て」を要求するジェスチャーをしない。

(5) ゴールデンスコアにおいて勝負が決する「指導」を与えるときは、必ず合議を行う。

(6) 規定試合時間内に同時一本・両者反則負けとなった場合には、スコアボードをリセットし、ゴールデンスコアに移行する。延長戦においても同様で、再度スコアボードをリセットしてゴールデンスコア方式の延長戦を行い、必ず勝敗を決する。

(7) 1回戦よりCAREシステムを導入する。
但し、カメラは単方向での撮影になる。

(8) 審判委員（ジュリー）は、重大な過誤が見られた場合にのみ、CAREシステムを活用して助言することができる。審判委員（ジュリー）が試合を中断できるのは、以下の通りである。

- ① 投げ技の評価の高低やノースコア、差し違えの疑いがあった場合
- ② 返し技やすかし技などで明確な指示がないときや不安定な場合
- ③ 得点表示板・時計等の確認や訂正の場合
- ④ その他、審判委員が必要と認めた場合

(9) 服装検査は審判員または係員が試合前に正確に検査する。検査合格後、違法行為等によって改ざんが認められた場合は規定通り、「棄権勝ち」や「反則負け」が適用される。

- ① 以上の検査が正確に行われていない場合は選手の責任とせず、試合中であれば柔道衣の場合は取り替え異物の場合は除去して試合を続行させる。
- ② 試合中にスマートフォン等の所持が発覚した場合には「反則負け」とするが、その後の一連の試合への出場は認める。

(10) 試合中、審判に意見（抗議）を言う監督に対して、3人の審判で合議し、その監督に対して言動を慎むように注意し、なお続くようであれば、その監督を退場させる。その上で、監督のいない選手又はチームの試合を没収する。

(11) 監督・コーチは、試合が止まっている間（「待て」から「始め」の間）のみ、選手に対して指示を与えることができる。試合続行中は、選手に対して指示を与えることが許されない。

- ① 違反した場合、1回目は審判員が合議の上、口頭による注意をする。
- ② 1回目の注意で改善されない場合は、審判員が大会委員長または審判長に報告の上、大会委員長または審判長の責任のもとにその試合が終了するまで試合場フロアの外へ退去させる。但し、試合はその後も続行する。
- ③ 次の試合から、またコーチ席に座ることができるが、その後も改善が見られない場合は、その大会期間を通して試合場フロアへの入場を禁止することもある。

(12) 柔道精神に反する行為による「反則負け」となった試合者は、その後の一連の試合に出場することができない。その試合の主審は、速やかに審判長にその旨を報告すること。

(13) 柔道衣コントロールは、各試合会場にて開会式前に実施する。

- ① 上衣(帯から下の部分)は、完全に臀部を覆っていなければならない。
- ② 腕を水平に挙げた位置で、測定器全体が袖の中に、完全にそして滑らかに入ること。
- ③ 上衣の袖は手首も含めた前腕部を完全に覆わなくてはならない。
- ④ 上衣を前で重ねる箇所の交差部分の幅は、帯の高さで20cm以上であること。
- ⑤ 胸骨の一番上から上衣の重なり合っている箇所の距離は、垂直で10cm未満でなければならない。

資料⑰

国内における「少年大会特別規程」 **修正箇所を赤字で標記**

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行なうものとする。

第17条（抑え込み）

附則として次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

第18条 禁止事項と罰則

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。
7. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。
8. 両袖を持って投げ技を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。
- ~~2. 通称「逆背負投」の様な技を施すこと。~~
- ~~3. 両袖を持って投げ技を施すこと。~~

（附則）

指導（軽微な違反）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬間的（1, 2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。」関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. 「関節技及び絞技を用いること。」関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

②故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は、「待て」とする。

4. 「無理な巻き込み技を施すこと。」関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

5. 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。」関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

7. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。」関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

8. 「両袖を持って投げ技を施すこと。」関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

~~反則負け（重大な違反）~~

~~2. 「通称「逆背負投」の様な技を施すこと。」関係~~

~~例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。~~

~~3. 「両袖を持って投げ技を施すこと。」関係~~

~~相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。~~

改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則

この申し合わせは、平成22年5月1日から実施する。

この申し合わせは、平成23年6月14日から部分変更して施行する。

この申し合わせは、平成27年3月31日から改正し、平成27年6月1日から施行する。

この申し合わせは、平成27年11月30日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

この特別規定は、平成30年3月1日から改正し、平成30年4月1日から施行する。

この特別規定は、令和3年3月15日から特別規程と改正し、施行する。

この特別規程は、2022年1月24日から改正し、2022年4月1日から施行する。

この特別規程は、2023年12月8日から改正し、2024年4月1日から施行する。